

大阪市規則第130号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
[削る]	(儀典長) <u>第1条の3</u> 本市に儀典長を置く。 2 儀典長は、本市職員のうちから市長が命ずる。 3 儀典長は、上司の命を受けて、国際博覽会に係る賓客の接遇等に関する事務を総理し、当該事務について区シティ・マネージャー、局長その他の職員を指揮監督する。
(職の設置)	(職の設置)
第2条 [略]	第2条 [同左]
[2～7 略]	[2～7 同左]
[削る]	<u>8</u> 万博推進局に儀典監を置く。
<u>8～28</u> [略]	<u>9～29</u> [同左]
第3条 危機管理監、局長、室長（会計室長を除く。）、本部長、区政支援室長、税務総長、子どもの貧困対策推進室長、エネルギー政策室長、理事、部長、次長、 <u>担当部長</u> 、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長、公共建築室長、副理事、課長、担当課長、館長、	第3条 危機管理監、局長、室長（会計室長を除く。）、本部長、区政支援室長、税務総長、子どもの貧困対策推進室長、エネルギー政策室長、理事、部長、次長、 <u>担当部長、儀典監</u> 、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長、公共建築室長、副理事、課長、担当課長、館長、

<p>担当医務主幹、医務主幹、保健主幹、研究主幹、参事、課長代理、担当課長代理、担当医務副主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査、医長及び主任学芸員並びに首席医務監、医務監及び技術監は、本市職員のうちから市長が命ずる。</p>	<p>長、担当医務主幹、医務主幹、保健主幹、研究主幹、参事、課長代理、担当課長代理、担当医務副主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査、医長及び主任学芸員並びに首席医務監、医務監及び技術監は、本市職員のうちから市長が命ずる。</p>
<p>[2 略] (職務)</p>	<p>[2 同左] (職務)</p>
<p>第4条 危機管理監、局長、室長、本部長、区政支援室長、税務総長、子どもの貧困対策推進室長、エネルギー政策室長、理事、首席医務監、部長、次長、<u>担当部長</u>、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長、公共建築室長、副理事、医務監、技術監、課長、担当課長、館長、担当医務主幹、医務主幹、保健主幹、研究主幹、参事、課長代理、担当課長代理、担当医務副主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査、医長及び主任学芸員は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。</p>	<p>第4条 危機管理監、局長、室長、本部長、区政支援室長、税務総長、子どもの貧困対策推進室長、エネルギー政策室長、理事、首席医務監、部長、次長、<u>担当部長、儀典監</u>、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長、公共建築室長、副理事、医務監、技術監、課長、担当課長、館長、担当医務主幹、医務主幹、保健主幹、研究主幹、参事、課長代理、担当課長代理、担当医務副主幹、医務副主幹、保健副主幹、研究副主幹、副参事、担当係長、主査、医長及び主任学芸員は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。</p>
<p>[2 略] 第5条 [略]</p>	<p>[2 同左] 第5条 [同左]</p>
<p>[2 ~ 6 略] [削る]</p>	<p>[2 ~ 6 同左] <u>7 儀典監</u>は、国際博覧会に係る賓客の接遇等の総合調整に関する事務を所管する。</p>
<p><u>7 ~ 19</u> [略] 第6条 [略] 2 部長等（部長、危機管理室長、ダイバーシ</p>	<p><u>8 ~ 20</u> [同左] 第6条 [同左] 2 部長等（部長、危機管理室長、ダイバーシ</p>

<p>ティ推進室長、営業推進室長、次長、<u>担当部長</u>、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長及び公共建築室長をいう。以下この項において同じ。)に事故があるとき又は部長等が欠けたときは、あらかじめ局長等（財政局税務部長及び市債権回収対策室長にあっては、税務総長）が定める職員が部長等の職務を行う。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <p>[表 別紙2 挿入]</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>[表 別紙4 挿入]</p>	<p>ティ推進室長、営業推進室長、次長、<u>担当部長</u>、<u>儀典監</u>、市債権回収対策室長、交通政策室長、生活困窮者自立支援室長、保健医療企画室長及び公共建築室長をいう。以下この項において同じ。)に事故があるとき又は部長等が欠けたときは、あらかじめ局長等（財政局税務部長及び市債権回収対策室長にあっては、税務総長）が定める職員が部長等の職務を行う。</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>別表第1（第2条、第5条関係）</p> <p>[表 別紙1 挿入]</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>[表 別紙3 挿入]</p>
---	---

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

[別表第1 別紙1]

所属名	名称	人員	所管事務
[同左]			
万博推進局	理事	<u>2</u>	[同左]
	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			
大阪港湾局	[同左]	[同左]	[同左]
	理事	1	港湾管理の一元化に係る調査、企画及び連絡調整 に関すること
	理事	1	大阪港における物流に関する交通施策に係る調 査、企画及び連絡調整に関すること

[別表第1 別紙2]

所属名	名称	人員	所管事務
[略]			
万博推進局	理事	<u>1</u>	[略]
	[略]	[略]	[略]
[略]			
大阪港湾局	[略]	[略]	[略]
	理事	1	港湾管理の一元化に係る調査、企画及び連絡調整 に関すること

[別表第3 別紙3]

所属名	名称	人員
[同左]		
万博推進局総務部	総務調整担当課長	1
	事業調整担当課長	1
万博推進局企画部	[同左]	[同左]
	運営調整担当課長	1
	迎賓調整担当課長	1
万博推進局機運釀成部	地域連携担当課長	2
	[同左]	[同左]
万博推進局出展部	[同左]	[同左]
	建築調整担当課長	1
	出展調整担当課長	1
[同左]		

[別表第3 別紙4]

所属名	名称	人員
[略]		
万博推進局総務部	総務調整担当課長	1
万博推進局企画部	[略]	[略]
	運営調整担当課長	1
万博推進局機運醸成部	地域連携担当課長	1
	[略]	[略]
万博推進局出展部	[略]	[略]
	建築調整担当課長	1
[略]		